

Q. 犯罪被害者と、どの時点で確定するのか？

A. 被害者等から見舞金の申請があった場合には、対象事案を受理している警察署に対して照会を行います。それに対して、警察署より捜査結果等の回答がありますので、回答により犯罪被害者か否か確定します。

Q. 交通事故の被害者は、犯罪被害者に含まれるのか？

A. 犯罪行為とは故意によるもので、殺人、傷害、暴行などが含まれます。過失によって発生する一般的な交通事故の被害には見舞金は支給しません。ただし、危険運転致死傷罪などに該当する場合には過失ではなく故意の危険運転行為とみなされるため、見舞金の支給対象となります。

この件についても、警察署に対しての照会、回答で犯罪被害者か否か確定します。

Q. 犯罪被害者と示談が成立した場合には見舞金は支給するのか？

A. 示談が成立した場合にも見舞金は支給します。

Q. 傷害を受けた者がその後死亡した場合の因果関係、確認方法は？

A. この場合にも、警察は捜査（傷害事件から殺人事件）をしていきますので、警察署の回答によって支給します。